

## 西宮市文化スポーツ課公募型プロポーザル方式事業者選定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市文化スポーツ課が所管するスポーツに関する事業（以下「本事業」という。）について、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受託者を選定できないと判断されるものに、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において、最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### (選定委員会の設置)

第2条 公募型プロポーザル方式による事業者選定手続（以下、プロポーザルという。）を実施する場合は、本事業の内容に合わせて「西宮市文化スポーツ課公募型プロポーザル事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は所管局長をもって充て、所掌事務を総括し、委員会を代表するものとする。
- 4 副委員長は所管部長をもって充て、委員長を補佐する。また委員長に代理が必要となった場合は、その職務を代理するものとする。
- 5 委員は所管課長等をもって充てるものとする。
- 6 前項により、委員会の構成は次のとおりとする。

区 分	所 属 名 お よ び 職 名
委 員 長	西宮市 産業文化局長
副委員長	西宮市 産業文化局 文化スポーツ部長
委 員	西宮市 産業文化局 文化スポーツ部 文化スポーツ課長
委 員	西宮市スポーツ推進委員協議会 西宮市スポーツ推進委員

- 7 選定委員会に係る事務は、文化スポーツ課において行うものとする。

### (選定委員会の所掌事務)

第3条 選定委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査等
- (2) その他プロポーザルに関し必要な事項

### (選定委員会の議事)

第4条 選定委員会は、委員長が召集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、参集して開催するほか、必要に応じて電磁的方法（Web 会議、テレビ会議等）によることができる。
- 5 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合においては、書面または電子メール等の電磁的記録を構成員に送付し、その意見および採点結果を徴し、その結果をもって会議に代えることができる。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 西宮市指名停止基準により指名競争入札の参加資格の指名停止期間中でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年西宮市条例第67号)第2条第1号及び同条第2号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
  - (4) 法人税(個人企業にあっては所得税)、消費税、地方消費税及び本市の市税(西宮市内に本店(本社)がある場合に限る)に未納がある者(地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。)でないこと。
  - (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 2 プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、前項の資格要件を喪失した場合は、その時点で失格とする。

(手続開始の公表)

第6条 プロポーザルの手続を開始するときは、市ホームページへの掲載により行う。

(参加申込)

第7条 プロポーザルへ参加をしようとする者は、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 参加申込書(様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第5条の資格要件を満たさない者の参加申込書は受理しないものとする。

(企画提案書の特定)

第8条 選定委員会は、提出された企画提案書について、別表1の評価基準により審査し、総合評価点が最も高い提案について、採用する企画提案書として特定する。

- 2 選定委員会は、企画提案書の特定にあたり必要がある場合には、企画提案者に対し、ヒアリングおよびプレゼンテーションを行わせることができる。
- 3 第1項に規定する選定委員会の評価は、すべての企画提案者の提案内容について数値化して実施し、評価順位を含む総合評価結果を書面に記録する。
- 4 総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。
- 5 選定委員会は、採用する企画提案書を特定した後、その旨を市長に報告するものとする。
- 6 市長は選定委員会の選定結果をもとに、第1項により特定した企画提案書の企画提案者(以下「内定者」という。)に対して、採用する企画提案書として特定された旨の通知(様式第4号)を

行うものとする。

(不採用理由の説明)

第9条 市長は、不採用とした提案の企画提案者に対して、不採用の通知(様式第5号)を行うものとする。

(選定結果の公表)

第10条 市長は、第8条に規定する企画提案書の選定結果について、決定後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業名称
- (2) 内定者
- (3) その他必要な事項

2 前項の公表をする場合には、第6条の規定を準用する。

(内定者の失格と次順位者の繰り上げ)

第11条 内定者が第5条第2項の規定により失格となった場合は、同項の規定に該当しない者で、かつ第8条の規定による評価順位が次順位のことを内定者として手続を行うことができる。この場合において、すでに前条の規定により公表をしているときは、これを取り消し、改めて公表する。

(業務仕様の協議)

第12条 市長は、内定者と発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。

2 前項の協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、第8条の規定による評価順に契約締結の協議を行うことができる。

(契約締結)

第13条 市長は、前条の規定により、業務仕様内容が決定し業務の発注が整った段階で、本事業の契約を所管課契約にて契約締結を行う。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日より実施する。

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。

この要綱は、令和5年11月1日より実施する。

この要綱は、令和6年4月1日より実施する。

別表 1 (第 8 条関係)

企画提案書の採用および企画提案者を選定するための評価基準

(1) 補助事業

番号	評価項目	主な評価の視点・判断基準	配点
1	基本方針	基本的な考え方・事業コンセプト・全体フレーム・取組み姿勢が本事業の趣旨・目的と合致しているか	5
		公共性・公益性の確保についての考え方	
		スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	
		情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	
2	市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点を認識・整理できているか	10
3	実績	過去の同種・類似案件の実績及びその内容	5
4	業務実施体制	専従者の確保など、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制の確保及びその妥当性	10
		全体スケジュール・業務フロー・工程表の完成度・充実度・妥当性	
		業務遂行に必要な知識・経験・実行力・柔軟性の有無及びその程度	
5	危機管理 安全管理	事故防止・防犯・救急対応策・緊急時の対応及び連絡体制の対応度・充実度	10
6	業務執行の企画力	市民にとって魅力的な内容となっており、集客等が見込まれるか	50
7	宣伝・周知方法	効果的で適切な広報体制・宣伝手法が採られているか	10
		合計	100

(2) 委託事業

番号	評価項目	主な評価の視点・判断基準	配点
1	基本方針	基本的な考え方・事業コンセプト・全体フレーム・取組み姿勢が本事業の趣旨・目的と合致しているか	10
		公共性・公益性の確保についての考え方	
		スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	
		情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	
2	市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点を認識・整理できているか	10
3	実績	過去の同種・類似案件の実績及びその内容	5
4	業務実施体制	専従者の確保など、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制の確保及びその妥当性	10
		全体スケジュール・業務フロー・工程表の完成度・充実度・妥当性	
		業務遂行に必要な知識・経験・実行力・柔軟性の有無及びその程度	

5	危機管理 安全管理	事故防止・防犯・救急対応策・緊急時の対応及び連絡体制の対応度・充実度	5
6	業務執行の企画力	市民にとって魅力的な内容となっており、集客等が見込まれるか	3 5
7	宣伝・周知方法	効果的で適切な広報体制・宣伝手法が採られているか	5
<b>加点審査 計</b>			<b>8 0</b>
(最も低い提案金額／当該提案金額) × 配点 (20 点)			<b>価格審査 計</b>
<b>合 計</b>			<b>1 0 0</b>

(3) 策定支援事業

番号	評価項目	主な評価の視点・判断基準	配点
1	基本方針	基本的な考え方・事業コンセプト・全体フレーム・取組み姿勢が本事業の趣旨・目的と合致しているか	1 0
		公共性・公益性の確保についての考え方	
		スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	
		情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	
2	市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点を認識・整理できているか	1 0
3	実績	過去の同種・類似案件の実績及びその内容	5
4	業務実施体制	専従者の確保など、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制の確保及びその妥当性	1 0
		全体スケジュール・業務フロー・工程表の完成度・充実度・妥当性	
		業務遂行に必要な知識・経験・実行力・柔軟性の有無及びその程度	
5	危機管理 リスク管理	事故防止・リスク管理・危機発生時の対応及び連絡体制の対応度・充実度	5
6	業務内容に関する提案	目的達成のために適切な方法・手段などが提案されているか	3 5
7	業務に対する意欲	資料・説明はわかりやすいか。ヒアリング時の回答は適切か	5
<b>加点審査 計</b>			<b>8 0</b>
(最も低い提案金額／当該提案金額) × 配点 (20 点)			<b>価格審査 計</b>
<b>合 計</b>			<b>1 0 0</b>

(4) 評価項目の採点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	非常に良い	各項目の配点×1.00
B	良い	各項目の配点×0.75
C	普通	各項目の配点×0.50
D	やや悪い	各項目の配点×0.25
E	悪い	各項目の配点×0.00